

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法等の一部を改正する告示新旧対照条文 目次

一 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十三号）	1
二 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成四年七月厚生省告示第百九十二号）	36
三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第五十一項の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成十二年一月厚生省告示第四号）	38
四 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等（平成二十一年十一月環境省告示第六十九号）	39

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法等の一部を改正する告示新旧対照条文
 ○産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十三号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一 検液の作成</p> <p>一 埋立処分を行おうとする燃え殻、汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・一・ジクロロエチレン、シス―一・二・ジクロロエチレン、一・一・一・一・トリクロロエタン、一・一・二・トリクロロエタン、一・三・ジクロロプロペン、ベンゼン及び一・四・ジオキサン（以下「揮発性物質」という。）の検定に係るものを除く。）、鉍さい若しくはばいじん（一・四・ジオキサン）の検定に係るものを除く。）若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの（揮発性物質の検定に係るものを除く。）又は海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥（揮発性物質の検定に係るものを除く。）に係る検液は、次の表に掲げる方法により試料の作成、試料液の調製及び当該産業廃棄物に含まれる金属等（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一の第一欄に掲げる物質をいう。以下同じ。）の溶出の操作を行って得られた試料液を三千重力加速度で二十分間遠心分離した後、孔径一マイクロメートルのメンブランフィルター（第二の表の上欄に掲げる物質に対して吸着が起らない材質のもの。以下同じ。）を用いてろ過した溶液から検定に必要な量を正確に計り取って作成する。</p>	<p>第一 検液の作成</p> <p>一 埋立処分を行おうとする燃え殻、汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・一・ジクロロエチレン、シス―一・二・ジクロロエチレン、一・一・一・一・トリクロロエタン、一・一・二・トリクロロエタン、一・三・ジクロロプロペン及びベンゼン（以下「揮発性物質」という。）の検定に係るものを除く。）、鉍さい若しくはばいじん若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの（揮発性物質の検定に係るものを除く。）又は海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥（揮発性物質の検定に係るものを除く。）に係る検液は、次の表に掲げる方法により試料の作成、試料液の調製及び当該産業廃棄物に含まれる金属等（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一の第一欄に掲げる物質をいう。以下同じ。）の溶出の操作を行って得られた試料液を孔径一マイクロメートルのグラスファイバーフィルター（GFP）を用いてろ過した後、溶液（ろ過が著しく困難な場合は、当該試料液を毎分約三千回転で二十分間遠心分離した後の上澄み液）から検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。</p>

ものとする。

試料	試料液
<p>イ 燃え殻、汚泥又はばいじんにあつては、有姿のまま採取し、小石等の異物を除去したものとする。</p> <p>ロ 燃え殻、汚泥及びばいじん以外の産業廃棄物のうち、粒径五ミリメートル以下のものにあつては有姿のまま採取したものとし、それ以外のものにあつては有姿のまま採取し、粉碎した後、日本工業規格Z八八〇—<u>一一（二〇〇六）</u>に定める網ふるい（目開きが〇・五ミリメートルのもの及び四・七五ミリメートルのもの）を用いて粒径が〇・五ミリメートル以上五ミリメートル以下となるようにしたものとする。</p>	<p>イ 埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん又はこれらの産業廃棄物を処分するために処理したものにあつては、試料（単位グラム）と溶媒（水（日本工業規格K〇五五七（一九九八）に規定するA三又はA四のものをいう。以下同じ。））（単位ミリリットル）とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。</p>
<p>ロ 海面埋立処分を行おうとする燃え殻、汚泥、鉱さい若しくはばいじんを処分するために処理したもの（燃え殻、汚泥及びばいじんであるものを除く。）又は鉱さいにあつては、試料（単位グラム）と溶媒（水）</p>	<p>ロ 海面埋立処分を行おうとする燃え殻、汚泥、鉱さい若しくはばいじんを処分するために処理したもの（燃え殻、汚泥及びばいじんであるものを除く。）又は鉱さいにあつては、試料（単位グラム）と溶媒（水）</p>

試料	試料液
<p>イ 燃え殻、汚泥又はばいじんにあつては、有姿のまま採取し、小石等の異物を除去したものとする。</p> <p>ロ 燃え殻、汚泥及びばいじん以外の産業廃棄物のうち、粒径五ミリメートル以下のものにあつては有姿のまま採取したものとし、それ以外のものにあつては有姿のまま採取し、粉碎した後、日本工業規格Z八八〇—<u>（一九九四）</u>に定める網ふるい（目開きが〇・五ミリメートルのもの及び四・七五ミリメートルのもの）を用いて粒径が〇・五ミリメートル以上五ミリメートル以下となるようにしたものとする。</p>	<p>イ 埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん又はこれらの産業廃棄物を処分するために処理したものにあつては、試料（単位グラム）と溶媒（純水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が五・八以上六・三以下となるようにしたもの）（単位ミリリットル）とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。</p>
<p>ロ 海面埋立処分を行おうとする燃え殻、汚泥、鉱さい若しくはばいじんを処分するために処理したもの（燃え殻、汚泥及びばいじんであるものを除く。）又は鉱さいにあつては、試料（単位グラム）と溶媒（純水に</p>	<p>ロ 海面埋立処分を行おうとする燃え殻、汚泥、鉱さい若しくはばいじんを処分するために処理したもの（燃え殻、汚泥及びばいじんであるものを除く。）又は鉱さいにあつては、試料（単位グラム）と溶媒（純水に</p>

備考 (略)	溶出
	<p>ハ 海面埋立処分を行おうとする燃え殻、汚泥若しくはばいじん、燃え殻、鉍さい若しくはばいじんを処分するために処理したもので汚泥であるもの又は海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、試料に溶媒(水)を加え、その混合液(単位ミリリットル)に含まれる固型分(単位グラム)の重量体積比が三パーセントとなるようにし、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。</p> <p>ニ イからハまでにおいて用いる容器の容積は溶媒の体積のおおむね二倍とする。</p> <p>常温(おおむね摂氏二十度)常圧(おおむね一気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約二百回に、振とう幅を四センチメートル以上五センチメートル以下に調整したもの)を用いて、六時間連続して水平に振とうする。</p>

備考 (略)	溶出
	<p>ハ 海面埋立処分を行おうとする燃え殻、汚泥、ばいじん若しくは燃え殻、鉍さい若しくはばいじんを処分するために処理したもので汚泥であるもの又は海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、試料に溶媒(純水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が七・八以上八・三以下となるようにしたもの)を加え、その混合液(単位ミリリットル)に含まれる固型分(単位グラム)の重量体積比が三パーセントとなるようにし、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。</p> <p>常温(おおむね摂氏二十度)常圧(おおむね一気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約二百回に、振とう幅を四センチメートル以上五センチメートル以下に調整したもの)を用いて、六時間連続して振とうする。</p>

二 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥（PCB、揮発性物質、チウラム、シマジン、チオベンカルブ及び有機塩素化合物の検定に係るものを除く。）又は摩砕した動植物性残さに係る検液は、有姿のまま採取した試料をビーカー（容量五百ミリリットルのもの）に採り、金属製以外のへらを用いて小塊をつぶし、均質な状態としたものを二ミリメートル目の合成繊維製ふるい（金属製枠のものを除く。）にかけ、通過したものから必要な量（二百グラム以上とする。）を正確に計り取り、共栓付メスシリンダー（容量一リットルのもの）に入れ、これに水を加えて全量を一リットルとし、この試料液を激しく振り混ぜて均質な状態にした後、速やかに検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。ただし、六価クロムを含む汚泥又は摩砕した動植物性残さに係る検液は、その試料液を三千重力加速度で二十分間遠心分離した後、孔径一マイクロメートルのメンブランフィルターを用いてろ過した溶液から検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。

三 海洋投入処分を行おうとする廃酸若しくは廃アルカリ又は浮遊性のきょう雑物を除去した家畜ふん尿に係る検液は、有姿のまま採取した試料から必要な量（二百ミリリットル以上とする。）を共栓付メスシリンダー（容量一リットルのもの）に正確に計り取り、これに水を加えて全量を一リットルとし、この試料液を激しく振り混ぜて均質な状態とした後、速やかに検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。ただし、

二 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥（PCB、揮発性物質、チウラム、シマジン、チオベンカルブ及び有機塩素化合物の検定に係るものを除く。）又は摩砕した動植物性残さに係る検液は、有姿のまま採取した試料をビーカー（容量五百ミリリットルのもの）に採り、金属製以外のへらを用いて小塊をつぶし、均質な状態としたものを二ミリメートル目の合成繊維製ふるい（金属製枠のものを除く。）にかけ、通過したものから必要な量（二百グラム以上とする。）を正確に計り取り、共栓付メスシリンダー（容量一リットルのもの）に入れ、これに純水を加えて全量を一リットルとし、この試料液を激しく振り混ぜて均質な状態にした後、速やかに検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。ただし、六価クロムを含む汚泥又は摩砕した動植物性残さに係る検液は、その試料液を孔径一マイクロメートルのグラスファイバーフィルターパーパー（GFP）を用いてろ過した後の溶液（ろ過が著しく困難な場合は、当該試料液を毎分約三千回転で二十分間遠心分離した後の上澄み液）から検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。

三 海洋投入処分を行おうとする廃酸若しくは廃アルカリ又は浮遊性のきょう雑物を除去した家畜ふん尿に係る検液は、有姿のまま採取した試料から必要な量（二百ミリリットル以上とする。）を共栓付メスシリンダー（容量一リットルのもの）に正確に計り取り、これに純水を加えて全量を一リットルとし、この試料液を激しく振り混ぜて均質な状態とした後、速やかに検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。ただ

揮発性物質の検定に係る廃酸若しくは廃アルカリ又は浮遊性のきょう雑物を除去した家畜ふん尿にあつては、有姿のまま採取した試料（別表第二(三)イに規定する試料の取扱いに準じて取り扱う。）を検液とする。

第二 検定の方法

検定は、第一の検液、揮発性物質の検定に係る汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの、一・四―ジオキサンの検定に係るばいじん及びばいじんを処分するために処理したもの並びに海洋投入処分を行おうとするPCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ及び有機塩素化合物の検定に係る有機性の汚泥につき、次の表の各号上欄に掲げる金属等の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げる方法により当該検液又はこれらの産業廃棄物に含まれる金属等の重量(単位ミリグラム)を求めることにより行うものとする。

一・二	(略)
三 カドミウム又はその化合物	日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五 十五に定める方法
四 鉛又はその化合物	日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五 十四に定める方法
五 有機燐化合物	排水基準告示付表一に掲げる方法又は日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の三十一

し、揮発性物質の検定に係る廃酸若しくは廃アルカリ又は浮遊性のきょう雑物を除去した家畜ふん尿にあつては、有姿のまま採取した試料（別表第二(三)イに規定する試料の取扱いに準じて取り扱う。）を検液とする。

第二 検定の方法

検定は、第一の検液、揮発性物質の検定に係る汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの並びに海洋投入処分を行おうとするPCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ及び有機塩素化合物の検定に係る有機性の汚泥につき、次の表の各号上欄に掲げる金属等の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げる方法により当該検液又は当該汚泥若しくは当該揮発性物質の検定に係る汚泥を処分するために処理したものに含まれる金属等の重量(単位ミリグラム)を求めることにより行うものとする。

一・二	(略)
三 カドミウム又はその化合物	日本工業規格K〇一〇二(一九九八)の五 十五に定める方法
四 鉛又はその化合物	日本工業規格K〇一〇二(一九九八)の五 十四に定める方法
五 有機燐化合物	排水基準告示付表一に掲げる方法又は日本工業規格K〇一〇二(一九九八)の三十一

	六 六価クロム化合物	七 砒素又はその化合物	八 シアン化合物	九 PCB
<p>・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表二に掲げる方法）</p>	<p>日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の六十五・二に定める方法</p>	<p>日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の六十一に定める方法</p>	<p>日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の三十八に定める方法（日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の三十八・一・一に定める方法を除く。）</p>	<p>水質環境基準告示付表三に掲げる方法又は日本工業規格K〇〇九三（二〇〇六）に定める方法（海洋投入処分を行うとする有機性の汚泥にあっては、同方法の試験操作のうち、ヘキサン抽出、アルカリ分解及び抽出液の濃縮を別表第一に掲げる方法により行うものとし、シリカゲルカラムクロマト管による妨害物質の除去操作を行った後の溶液は検定が可能な定量限界が得られる量（例えば二ミリリットル）まで濃縮する</p>

	六 六価クロム化合物	七 砒素又はその化合物	八 シアン化合物	九 PCB
<p>・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表二に掲げる方法）</p>	<p>日本工業規格K〇一〇二（一九九八）の六十五・二に定める方法</p>	<p>日本工業規格K〇一〇二（一九九八）の六十一に定める方法</p>	<p>日本工業規格K〇一〇二（一九九八）の三十八に定める方法（日本工業規格K〇一〇二（一九九八）の三十八・一・一に定める方法を除く。）</p>	<p>水質環境基準告示付表三に掲げる方法又は日本工業規格K〇〇九三（一九九五）に定める方法（海洋投入処分を行うとする有機性の汚泥にあっては、同方法の試験操作のうち、ヘキサン抽出、アルカリ分解及び抽出液の濃縮を別表第一に掲げる方法により行うものとし、シリカゲルカラムクロマト管による妨害物質の除去操作を行った後の溶液は検定が可能な定量限界が得られる量（例えば二ミリリットル）まで濃縮する</p>

	一〇～二三	二四 セレン又はその化合物	二五	二六 銅又はその化合物	二七 亜鉛又はその化合物	二八 弗化物	<p>ものとする。)</p> <p>(略)</p> <p>日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の六十七に定める方法(海洋投入処分を行おうとする汚泥にあつては、日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の六十七・一に定める方法を除く。)</p> <p>(略)</p> <p>日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十二に定める方法(海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十二・一に定める方法を除く。)</p> <p>日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十三に定める方法</p> <p>別表第六に掲げる方法又は日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の三十四に定める方法</p>
--	-------	---------------	----	-------------	--------------	--------	--

	一〇～二三	二四 セレン又はその化合物	二五	二六 銅又はその化合物	二七 亜鉛又はその化合物	二八 弗化物	<p>ものとする。)</p> <p>(略)</p> <p>日本工業規格K〇一〇二(一九九八)の六十七に定める方法(海洋投入処分を行おうとする汚泥にあつては、日本工業規格K〇一〇二(一九九八)の六十七・一に定める方法を除く。)</p> <p>(略)</p> <p>日本工業規格K〇一〇二(一九九八)の五十二に定める方法(海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、日本工業規格K〇一〇二(一九九八)の五十二・一に定める方法を除く。)</p> <p>日本工業規格K〇一〇二(一九九八)の五十三に定める方法</p> <p>別表第六に掲げる方法又は日本工業規格K〇一〇二(一九九八)の三十四に定める方法</p>
--	-------	---------------	----	-------------	--------------	--------	--

二九	三〇 クロム又はその化合物	三一 ニッケル又はその化合物	三二 バナジウム又はその化合物	三三 フェノール類	三四 一・四―ジオキササン
(略)	日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の六十五・一に定める方法	日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十九に定める方法	日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の七十に定める方法	日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の二十八・一に定める方法	イ 第一の三に掲げる検液、埋立処分を行うおうとする汚泥及びばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したものと並びに海洋投入処分を行うおうとする無機性の汚泥にあつては、水質環境基準告示付表七に掲げる方法(同方法の試験操作のうち前処理における試料水の量を二十ミリリットルとし、活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型ODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)

二九	三〇 クロム又はその化合物	三一 ニッケル又はその化合物	三二 バナジウム又はその化合物	三三 フェノール類	
(略)	日本工業規格K〇一〇二(一九九八)の六十五・一に定める方法	日本工業規格K〇一〇二(一九九八)の五十九に定める方法	日本工業規格K〇一〇二(一九九八)の七十に定める方法	日本工業規格K〇一〇二(一九九八)の二十八・一に定める方法	

<p>ロ 海洋投入処分を行うおとする有機性の汚泥にあつては、別表第九に掲げる方法</p>	<p>備考</p> <p>1 汚泥及びばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの（海洋投入処分を行うおとする有機性の汚泥を除く。）の検定に係る第一〇号から第一九号まで、第二三号及び第三四号の下欄に掲げる方法（別表第二に掲げるものを除く。）の試験操作については、試料の取扱い、試料の作成及び検液の調製を別表第二(三)イ、ロ及びハの規定により行うものとし、試験操作に用いる水は第一の表の試料液の項のイに規定するものとする。この場合において、別表第二(三)ロ中「汚泥」とあるのは「汚泥又はばいじん」と、同表(三)ハ中「埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行うおとする汚泥又はこれを処分するもの」とあるのは「埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行うおとする汚泥若しくはばいじん又はこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの」、「海面埋立処分を行うおとする汚泥を処分するために処理したもの」とあるのは「海面埋立処分をするために処理したもの」と、「海面埋立処分を行うおとする汚泥又は海面投入処分」とあるのは「海面埋立処分を行うおとする汚泥又は海面投入処分」と読み替えるものとする。</p> <p>2 海洋投入処分を行うおとする有機性の汚泥の検定に係る第一〇号から第一九号まで及び第二三号の下欄に掲げる方法（別表</p>
--	--

	<p>備考</p> <p>1 汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの（海洋投入処分を行うおとする有機性の汚泥を除く。）の検定に係る第一〇号から第一九号まで及び第二三号の下欄に掲げる方法（別表第二に掲げるものを除く。）の試験操作については、試料の取扱い、試料の作成及び検液の調製を別表第二(三)イ、ロ及びハの規定により行うものとし、試験操作に用いる水は日本工業規格K〇一二五（一九九五）の二の(八)に定めるものとする。</p> <p>2 海洋投入処分を行うおとする有機性の汚泥の検定に係る第一〇号から第一九号まで及び第二三号の下欄に掲げる方法（別表</p>
--	--

第三に掲げるものを除く。)の試験操作については、試料の取扱い及び試料の作成を別表第三(三)イ及びロの規定により行うものとし、当該試料を別表第八に掲げる方法により調製して得られたメタノール抽出液(十マイクロリットルから百マイクロリットルとする。)を、日本工業規格K〇一二五(一九九五)の五・一に定める方法において用いることとされている試料の量と同量の水に、マイクロシリンジを用いて加えたものを試験操作の試料に用いることとし、試験操作に用いるガスクロマトグラフ質量分析計は揮発性物質の定量限界が〇・〇五ナノグラムから〇・一ナノグラムであるものとし、検量線の作成については、試験操作において用いたメタノール抽出液と同量の検量線用標準溶液を水に加えたものを用いることとする。ガスクロマトグラフ質量分析計においてメタノールによる支障が認められる場合には、メタノールが吸着されにくいトラップ管充填剤を用いるものとする。

第三 濃度の算出

濃度の算出は、次の表の各号上欄に掲げる廃棄物の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げる算式によるものとする。

一	(略)
二 第一の一に規定する産業廃棄物、揮発性物質の検定に係る汚	(略)

第三に掲げるものを除く。)の試験操作については、試料の取扱い及び試料の作成を別表第三(三)イ及びロの規定により行うものとし、当該試料を別表第八に掲げる方法により調製して得られたメタノール抽出液(十マイクロリットルから百マイクロリットルとする。)を、日本工業規格K〇一二五(一九九五)の五・一に定める方法において用いることとされている試料の量と同量の水(日本工業規格K〇一二五(一九九五)の二の(八)に定めるものをいう。以下この項において同じ。)に、マイクロシリンジを用いて加えたものを試験操作の試料に用いることとし、試験操作に用いるガスクロマトグラフ質量分析計は揮発性物質の定量限界が〇・〇五ナノグラムから〇・一ナノグラムであるものとし、検量線の作成については、試験操作において用いたメタノール抽出液と同量の検量線用標準溶液を水に加えたものを用いることとする。ガスクロマトグラフ質量分析計においてメタノールによる支障が認められる場合には、メタノールが吸着されにくいトラップ管充てん剤を用いるものとする。

第三 濃度の算出

濃度の算出は、次の表の各号上欄に掲げる廃棄物の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げる算式によるものとする。

一	(略)
二 第一の一に規定する産業廃棄物、揮発性物質の検定に係る汚	(略)

備考 (略)	三・四	泥及び一・四―ジオキサンの検定に係るばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの（前号及び次号に掲げるものを除く。）
	(略)	

第四 (略)

別表第一

有姿のまま採取した試料をビーカーにとり、金属製以外のへらを用いて小塊かたまりをつぶし、均質な状態としたものを二ミリメートル目の合成繊維製ふるいにかけて、通過したものから必要な量（二十グラム以上三十グラム以下）を正確に計り取り、これを還流冷却器付フラスコに入れ、水酸化カリウムのエチルアルコール溶液五十ミリリットルを加え、約一時間水浴上で加熱分解を行い、摂氏約五十度になるまで放冷し、ヘキサン五十ミリリットルを加えて振り混ぜる。静置して室温になるまで放冷し、グラスウール又はグラスファイバーフィルターペーパー（GFP）を敷いたロートをを用いてろ過し、分液ロートに入れる。フラスコの内容物をヘキサン二十ミリリットルずつで三回洗い、洗液をろ過して分液ロートに合わせる。分液ロート中の水の量が約五十ミリリットルにな

備考 (略)	三・四	泥及び当該汚泥を処分するために処理したもの（前号及び次号に掲げるものを除く。）
	(略)	

第四 (略)

別表第一

有姿のまま採取した試料をビーカーにとり、金属製以外のへらを用いて小塊かたまりをつぶし、均質な状態としたものを二ミリメートル目の合成繊維製ふるいにかけて、通過したものから必要な量（二十グラム以上三十グラム以下）を正確に計り取り、これを還流冷却器付フラスコに入れ、水酸化カリウムのエチルアルコール溶液五十ミリリットルを加え、約一時間水浴上で加熱分解を行い、摂氏約五十度になるまで放冷し、ヘキサン五十ミリリットルを加えて振り混ぜる。静置して室温になるまで放冷し、グラスウール又はグラスファイバーフィルターペーパー（GFP）を敷いたロートをを用いてろ過し、分液ロートに入れる。フラスコの内容物をヘキサン二十ミリリットルずつで三回洗い、洗液をろ過して分液ロートに合わせる。分液ロート中の水の量が約五十ミリリットルにな

るように水を加えて緩やかに振り混ぜた後、ヘキサンが十分分離するまで静置する（エマルジョンを生ずる場合は、エチルアルコール数ミリリットルを加えて緩やかに振り混ぜる。）。ヘキサン層を分離し、水層を他の分液ロートに移し入れ、再びヘキサン五ミリリットルを加えて同様に抽出を行い、ヘキサン層を先の分液ロートに合わせる。更にヘキサン層を水百ミリリットルずつで緩やかに振り混ぜながら三回水洗いし、十分に水を分離する。ヘキサン層に無水硫酸ナトリウム約十グラムを加えて脱水した後、濃縮器を用いて全量が約五ミリリットルになるまで濃縮する。

備考

本表における用語その他の事項で本表に定めのないものについては、水質環境基準告示付表三又は日本工業規格K〇〇九三（二〇〇六）に定めるところによる。

別表第二

(一) 試薬

イ 水（注一）

水約一・五リットルを分液ロート（容量二百ミリリットルのもの）にとり、ヘキサン約百ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置後水層を三角フラスコ（容量二千ミリリットルのもの）に移し、沸騰させてヘキサンを除去した後、蒸留フラスコに移して二回蒸留し冷却したもの又はこれと同程度に水中のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、一・一・一トリクロロエタン及び一・一・二トリクロ

るように純水を加えて緩やかに振り混ぜた後、ヘキサンが十分分離するまで静置する（エマルジョンを生ずる場合は、エチルアルコール数ミリリットルを加えて緩やかに振り混ぜる。）。ヘキサン層を分離し、水層を他の分液ロートに移し入れ、再びヘキサン五ミリリットルを加えて同様に抽出を行い、ヘキサン層を先の分液ロートに合わせる。更にヘキサン層を純水百ミリリットルずつで緩やかに振り混ぜながら三回水洗いし、十分に水を分離する。ヘキサン層に無水硫酸ナトリウム約十グラムを加えて脱水した後、濃縮器を用いて全量が約五ミリリットルになるまで濃縮する。

備考

本表における用語その他の事項で本表に定めのないものについては、水質環境基準告示付表三又は日本工業規格K〇〇九三（一九九五）に定めるところによる。

別表第二

(一) 試薬

イ 水（注一）

蒸留水又はイオン交換水約一・五リットルを分液ロート（容量二千ミリリットルのもの）にとり、ヘキサン約百ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置後水層を三角フラスコ（容量二千ミリリットルのもの）に移し、沸騰させてヘキサンを除去した後、蒸留フラスコに移して二回蒸留し冷却したもの又はこれと同程度に水中のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、一・一・一トリクロロエタン及

ロロエタン（以下本表において「トリクロロエチレン等」という。）が除去されたもの（注二）

ロクタ（略）

（注一）～（注十）（略）

（二）器具及び装置

イハ（略）

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

ニ（略）

ホ ガスクロマトグラフ

次の条件を満たすもの又はこれと同等以上の分離能、定量精度を有するもの

（イ）（略）

（ロ）カラム充填剤

（略）

（三）試験操作

び一・一・二トリクロロエタン（以下本表において「トリクロロエチレン等」という。）が除去されたもの（注二）

ロクタ（略）

（注一）～（注十）（略）

（二）器具及び装置

イハ（略）

ニ ガラス製注射筒

容量二十ミリリットルのもの

ホ 共栓付試験管

容量二十五ミリリットルのもの

ヘ ろ紙

孔径一マイクロメートルのガラスファイバーフィルターペーパー（GFP）であって直径二十五ミリメートル以上四十

五ミリメートル以下のもの

ト ろ紙ホルダー
用いるろ紙の直径に適合するものであってステンレス製のもの

チ（略）

リ ガスクロマトグラフ

次の条件を満たすもの又はこれと同等以上の分離能、定量精度を有するもの

（イ）（略）

（ロ）カラム充てん剤

（略）

（三）試料操作

イ・ロ (略)

ハ 検液の調製

- (イ) 埋立処分(海面埋立処分を除く。)を行おうとする汚泥又はこれを処分するために処理したものにあっては、あらかじめかくはん子を入れたねじ口付三角フラスコ(容量五百ミリリットルのもの)に、試料(単位グラム)と溶媒(水)(単位ミリリットル)とを重量体積比十パーセントの割合となるように採り(注十一)、速やかに密栓する。このとき、混合液が五百ミリリットル以上となるようにし、かつ、混合液に対するねじ口付三角フラスコ(容量五百ミリリットルのもの)のヘッドスペースができるだけ少なくなるようにする。

- (ロ) 海面埋立処分を行おうとする汚泥を処分するために処理したものにあっては、あらかじめかくはん子を入れたねじ口付三角フラスコ(容量五百ミリリットルのもの)に、試料(単位グラム)と溶媒(水)(単位ミリリットル)とを重量体積比十パーセントの割合となるように採り(注十一)、速やかに密栓する。このとき、混合液が五百ミリリットル以上となるようにし、かつ、混合液に対するねじ口付三角フラスコ(容量五百ミリリットルのもの)のヘッドスペースができるだけ少なくなるようにする。

イ・ロ (略)

ハ 検液の調製

- (イ) 埋立処分(海面埋立処分を除く。)を行おうとする汚泥又はこれを処分するために処理したものにあっては、あらかじめかくはん子を入れたねじ口付三角フラスコ(容量五百ミリリットルのもの)に、試料(単位グラム)と溶媒(水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が五・八以上六・三以下となるようにしたもの(注十一))とを重量体積比十パーセントの割合となるように採り(注十二)、速やかに密栓する。このとき、混合液が五百ミリリットル以上となるようにし、かつ、混合液に対するねじ口付三角フラスコ(容量が五百ミリリットルのもの)のヘッドスペースができるだけ少なくなるようにする。

- (ロ) 海面埋立処分を行おうとする汚泥を処分するために処理したものにあっては、あらかじめかくはん子を入れたねじ口付三角フラスコ(容量五百ミリリットルのもの)に、試料(単位グラム)と溶媒(水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が七・八以上八・三以下となるようにしたもの(注十一))とを重量体積比十パーセントの割合となるように採り(注十二)、速やかに密栓する。このとき、混合液が五百ミリリットル以上となるようにし、かつ、混合液に対するねじ口付三角フラスコ(容量五百ミリリットルのもの)のヘッドスペースができるだけ少なくなるようにする。

(ハ) 海面埋立処分を行おうとする汚泥又は海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、あらかじめかくはん子を入れた空げき容量既知(注十二)のねじ口付三角フラスコ(容量五百ミリリットルのもの)に、空げき容量(単位ミリリットル)に対し試料の固型分(単位グラム)(注十三)を重量体積比三パーセントの割合となるように採り、速やかに溶媒(水)を満たして密栓する。

(ニ) (イ)、(ロ)又は(ハ)について、常温(おおむね摂氏二十度)に保ちマグネチックスターラーで四時間連続してかくはんする(注十四)。

(ホ) 十分から三十分程度静置後、混合液を正確に十ミリリットル分取し、これを検液とする。

ニ 検定操作

(イ) (略)

(ロ) ヘキサン層の一部の一定量(例えば五マイクロリットル)をマイクロシンジ(注十五)を用いて採り、直ちにガスクロマトグラフに注入し、ガスクロマトグラムを記録する。

(ハ) 海面埋立処分を行おうとする汚泥又は海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、あらかじめかくはん子を入れた空げき容量既知(注十三)のねじ口付三角フラスコ(容量五百ミリリットルのもの)に、空げき容量(単位ミリリットル)に対し試料の固型分(単位グラム)(注十四)を重量体積比三パーセントの割合となるように採り、速やかに溶媒(水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が七・八以上八・三以下となるようにしたもの)(注十一)を満たして密栓する。

(ニ) (イ)、(ロ)又は(ハ)について、常温(おおむね摂氏二十度)に保ちマグネチックスターラーで四時間連続してかくはんする(注十五)。

(ホ) 十分から三十分程度静置後、上澄み液約二十ミリリットルを、あらかじめ紙を装着したろ紙ホルダーを接続しておいたガラス製注射筒(容量二十ミリリットルのもの)の外筒に静かに採り、注射筒の内筒を押し、空気及び始めの数ミリリットルを排出し、次に共栓付試験管(容量二十五ミリリットルのもの)にろ液を正確に十ミリリットル分取し、これを検液とする(注十六)。

ニ 検定操作

(イ) (略)

(ロ) ヘキサン層の一部の一定量(例えば五マイクロリットル)をマイクロシンジ(注十七)を用いて採り、直ちにガスクロマトグラフに注入し、ガスクロマトグラムを記録する。

(ハ) トリクロロエチレン等の保持時間に相当する位置のピークについて、ピーク高さ又はピーク面積を測定する(注十六)。

(ニ) (ホ) (略)

(削除)

(注十一) 試料の一グラム当たりの体積(ミリリットル)

を測定し、(注十二)により求めた空げき容量からヘツドスペースを残さないように加える水の量を調整してもよい。

(注十二) (略)

(削除)

(注十五)・(注十六) (略)

(四) 検量線の作成

ヘキサン約八十ミリリットルを入れた全量フラスコ(容量百ミリリットルのもの)に混合標準液(注十七)を〇・五ミリリットルから十ミリリットルまで段階的に取り、ヘキサンを標線まで加える。この溶液を用いて(三)の(ロ)及び(ハ)の操作を行い、トリクロロエチレン等の量(ナノグラム)とピーク高さ又

(ハ) トリクロロエチレン等の保持時間に相当する位置のピークについて、ピーク高さ又はピーク面積を測定する(注十八)。

(ニ) (ホ) (略)

(注十一) 使用する水酸化ナトリウム及び塩酸は、ガスク

ロマトグラフに注入したときトリクロロエチレン等の保持時間に相当する位置にピークがないものを用いる。

(注十二) 試料の一グラム当たりの体積(ミリリットル)

を測定し、(注十三)により求めた空げき容量からヘツドスペースを残さないように加える水の量を調整してもよい。

(注十三) (略)

(注十六) 試料対象物質が一・一・二トリクロロエタン

である場合には、ガラス製注射筒(容量五十ミリリットルのもの)及び共栓付試験管(容量五十ミリリットルのもの)を用い、上澄み液約五十ミリリットルからる液を正確に四十ミリリットル分取し、検液とする。

(注十七)・(注十八) (略)

(四) 検量線の作成

ヘキサン約八十ミリリットルを入れた全量フラスコ(容量百ミリリットルのもの)に混合標準液(注十九)を〇・五ミリリットルから十ミリリットルまで段階的に取り、ヘキサンを標線まで加える。この溶液を用いて(三)の(ロ)及び(ハ)の操作を行い、トリクロロエチレン等の量(ナノグラム)とピーク高さ又

はピーク面積との関係線をそれぞれ作成する。検量線の作成は、試料測定時に行う。

(注十七) (略)

備考 (略)

別表第三

(一) 試薬

イ 水

ロ ヌ (略)

(二) (四) (略)

備考 (略)

別表第四

(一) アセトン抽出

有姿のまま採取した試料をビーカーに採り、金属製以外のへらを用いて小塊かたまりをつぶし、均質な状態としたものを二ミリメートル目の合成繊維製ふるい（金属製枠のものを除く。）にかかけ、通過したものから十グラムを共栓付三角フラスコ（容量五十ミリリットルのもの）に正確に計り取り、これにアセトン二十ミリリットルを加えて密栓し（注一）、三十秒程度振り混ぜ、超音波洗浄器の洗浄槽に十分間入れ抽出した後、静置する。アセトン層を共栓付メスシリンダー（容量五十ミリリットルのもの）に採り、再び先の共栓付三角フラスコ（容量五十ミリリットルのもの）にアセトン二十ミリリットルを加えて密栓

はピーク面積との関係線をそれぞれ作成する。検量線の作成は、試料測定時に行う。

(注十九) (略)

備考 (略)

別表第三

(一) 試薬

イ 水

別表第二(一)イに定めるもの

ロ ヌ (略)

(二) (四) (略)

備考 (略)

別表第四

(一) アセトン抽出

有姿のまま採取した試料をビーカーに採り、金属製以外のへらを用いて小塊かたまりをつぶし、均質な状態としたものを二ミリメートル目の合成繊維製ふるい（金属製枠のものを除く。）にかかけ、通過したものから十グラムを共栓付三角フラスコ（容量五十ミリリットルのもの）に正確に計り取り、これにアセトン二十ミリリットルを加えて密栓し（注一）、三十秒程度振り混ぜ、超音波洗浄器の洗浄槽に十分間入れ抽出した後、静置する。アセトン層を共栓付メスシリンダー（容量五十ミリリットルのもの）に採り、再び先の共栓付三角フラスコ（容量五十ミリリットルのもの）にアセトン二十ミリリットルを加えて密栓

し、同様の抽出操作を行い、分離したアセトン層を先の共栓付メスシリンダーに合わせる。このアセトン層を濃縮器を用いて五ミリリットルに濃縮し、これを共栓付三角フラスコ（容量百ミリリットルのもの）に移し、水を加えて全量を百ミリリットルとする。

(二)・(三) (略)

備考 (略)

別表第五

(一) 試薬

イ〜ニ (略)

ホ 硫酸第二鉄アンモニウム溶液

硫酸第二鉄アンモニウム六十・三グラムを全量フラスコ（容量五百ミリリットルのもの）に採り、水百ミリリットルを加え、内容物を緩くかき混ぜながら硝酸二百八十八ミリリットルを加え、水で標線まで薄めたもの

へ (略)

ト 塩化物イオン標準液

塩化ナトリウム（容量分析用標準試料）〇・三二九六グラムを全量フラスコ（容量千ミリリットルのもの）に正確に計り取り、水で標線まで薄め、更にこのうち五十ミリリットルを全量フラスコ（容量五百ミリリットルのもの）に正確に計り取り、水で標線まで薄めたもの（この溶液一ミリリットルは塩化物イオン二十マイクログラムを含む。）

し、同様の抽出操作を行い、分離したアセトン層を先の共栓付メスシリンダーに合わせる。このアセトン層を濃縮器を用いて五ミリリットルに濃縮し、これを共栓付三角フラスコ（容量百ミリリットルのもの）に移し、水（日本工業規格K〇五五七（一九九八）に規定するA三のものをいう。以下本表において同じ。）を加えて全量を百ミリリットルとする。

(二)・(三) (略)

備考 (略)

別表第五

(一) 試薬

イ〜ニ (略)

ホ 硫酸第二鉄アンモニウム溶液

硫酸第二鉄アンモニウム六十・三グラムを全量フラスコ（容量五百ミリリットルのもの）に採り、純水百ミリリットルを加え、内容物を緩くかき混ぜながら硝酸二百八十八ミリリットルを加え、純水で標線まで薄めたもの

へ (略)

ト 塩化物イオン標準液

塩化ナトリウム（容量分析用標準試料）〇・三二九六グラムを全量フラスコ（容量千ミリリットルのもの）に正確に計り取り、純水で標線まで薄め、更にこのうち五十ミリリットルを全量フラスコ（容量五百ミリリットルのもの）に正確に計り取り、純水で標線まで薄めたもの（この溶液一ミリリットルは塩化物イオン二十マイクログラムを含む。）

(二) (略)

(三) 試験操作

イ ヘキサン抽出

(イ) 有機性の汚泥にあつては、有姿のまま採取し、小石等の異物を除去し、均質な状態としたもの二十五グラムを共栓付三角フラスコ（容量二百ミリリットルのもの）に正確に計り取り、これにヘキサン五十ミリリットルを加えて五分間振り混ぜた後、三千重力加速度で十分間遠心分離を行い、ヘキサン層を分液ロート（容量二百ミリリットルのもの）に移し、残留物をもとの共栓付三角フラスコに戻し、ヘキサン五十ミリリットルを加え、同様の抽出操作を繰り返し、分離したヘキサン層を先の分液ロートに合わせる。

無機性の汚泥にあつては、第一の一の検液百二十五ミリリットル、廃酸又は廃アルカリにあつては、第一の三の検液の適量（試料百二十五ミリリットルを含む量）を分液ロートA（容量五百ミリリットル以上千ミリリットル以下のもの）に採り、ヘキサン五十ミリリットルを加え、十分間振り混ぜ、静置した後（必要があれば遠心分離を行う。）、水層を分液ロートB（容量五百ミリリットル以上千ミリリットル以下のもの）に移し、ヘキサン五十ミリリットルを分液ロートBに加え、同様の抽出操作を繰り返して、分離したヘキサン層を分液ロートAに合わせる。

(ロ) ヘキサン層を水十ミリリットルで三回から五回水洗いし、十分に水を分離した後、共栓付三角フラスコ（容量百ミリリットルのもの）で、あらかじめ乾燥したもの）に移

(二) (略)

(三) 試験操作

イ ヘキサン抽出

(イ) 有機性の汚泥にあつては、有姿のまま採取し、小石等の異物を除去し、均質な状態としたもの二十五グラムを共栓付三角フラスコ（容量二百ミリリットルのもの）に正確に計り取り、これにヘキサン五十ミリリットルを加えて五分間振り混ぜた後、毎分約三千回転で十分間遠心分離を行い、ヘキサン層を分液ロート（容量二百ミリリットルのもの）に移し、残留物をもとの共栓付三角フラスコに戻し、ヘキサン五十ミリリットルを加え、同様の抽出操作を繰り返し、分離したヘキサン層を先のロートに合わせる。

無機性の汚泥にあつては、第一の一の検液百二十五ミリリットル、廃酸又は廃アルカリにあつては、第一の三の検液の適量（試料百二十五ミリリットルを含む量）を分液ロートA（容量五百ミリリットル以上千ミリリットル以下のもの）に採り、ヘキサン五十ミリリットルを加え、十分間振り混ぜ、静置した後（必要があれば遠心分離を行う。）、水層を分液ロートB（容量五百ミリリットル以上千ミリリットル以下のもの）に移し、ヘキサン五十ミリリットルを分液ロートBに加え、同様の抽出操作を繰り返して、分離したヘキサン層を分液ロートAに合わせる。

(ロ) ヘキサン層を純水十ミリリットルで三回から五回水洗いし、十分に水を分離した後、共栓付三角フラスコ（容量百ミリリットルのもの）で、あらかじめ乾燥したもの）に移

し、少量の硫酸ナトリウム（無水）を加えて脱水する。次に脱水したヘキサン溶液を全量フラスコ（容量百ミリリットルのもの）に移し、残留物を少量のヘキサンで洗い、洗液を全量フラスコに合わせ、ヘキサン溶液をヘキサンで標線まで薄める。

ロ 水による逆抽出

全量フラスコからヘキサン抽出液十ミリリットル以上五十ミリリットル以下を分液ロートC（容量百ミリリットルのもの）に正確に計り取り、ソジウムビフェニル有機溶媒溶液十ミリリットルを加え、ヘキサン溶液に青緑色が残ることを確認した後（青緑色が消える場合は、更にソジウムビフェニル有機溶媒溶液十ミリリットルを加える。）、室温で五分間放置する。次にこのヘキサン溶液に水二十ミリリットルを加えて振り混ぜ、更に硝酸溶液（五モル毎リットル）十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、水層を分液ロートD（容量百ミリリットルのもの）に移し、これにヘキサン二十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、水層を全量フラスコ（容量五十ミリリットルのもの）に移す。分液ロートCのヘキサン層に水十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、分離した水層を分液ロートDに合わせて振り混ぜ、静置した後、水層を先の全量フラスコに合わせ、水で標線まで薄める（濁りがある場合は、ろ紙五種Bを用いてろ過した後、薄める。）。

ハ（略）

ニ 吸光度の測定

し、少量の硫酸ナトリウム（無水）を加えて脱水する。次に脱水したヘキサン溶液を全量フラスコ（容量百ミリリットルのもの）に移し、残留物を少量のヘキサンで洗い、洗液を全量フラスコに合わせ、ヘキサン溶液をヘキサンで標線まで薄める。

ロ 水による逆抽出

全量フラスコからヘキサン抽出液十ミリリットル以上五十ミリリットル以下を分液ロートC（容量百ミリリットルのもの）に正確に計り取り、ソジウムビフェニル有機溶媒溶液十ミリリットルを加え、ヘキサン溶液に青緑色が残ることを確認した後（青緑色が消える場合は、更にソジウムビフェニル有機溶媒溶液十ミリリットルを加える。）、室温で五分間放置する。次にこのヘキサン溶液に純水二十ミリリットルを加えて振り混ぜ、更に硝酸溶液（五モル毎リットル）十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、水層を分液ロートD（容量百ミリリットルのもの）に移し、これにヘキサン二十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、水層を全量フラスコ（容量五十ミリリットルのもの）に移す。分液ロートCのヘキサン層に純水十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、分離した水層を分液ロートDに合わせて振り混ぜ、静置した後、水層を先の全量フラスコに合わせ、純水で標線まで薄める（濁りがある場合は、ろ紙五種Bを用いてろ過した後、薄める。）。

ハ（略）

ニ 吸光度の測定

次式によってロの抽出液の正味の吸光度を算出する。

$$\text{正味の吸光度} = A_1 - A_2 - A_3 + A_4$$

ここで、 A_1 、 A_2 、 A_3 及び A_4 は、それぞれ次の(イ)から(ニ)までに掲げる吸光度である。

(イ) 吸光度 A_1

ロの抽出液二十ミリリットルを全量フラスコ（容量二十五ミリリットルのもの）に正確に計り取り、硫酸第二鉄アンモニウム溶液二ミリリットルを加えて振り混ぜ、チオシアン酸第二水銀エタノール溶液二ミリリットルを加え、水で標線まで薄め、約十分間放置した後、吸収セルに移し、水を対照液として波長四百六十ナノメートル付近でその吸光度を測定したもの

(ロ) 吸光度 A_2

ロの抽出液二十ミリリットルを全量フラスコ（容量二十五ミリリットルのもの）に正確に計り取り、硫酸第二鉄アンモニウム溶液二ミリリットルを加えて振り混ぜ、水で標線まで薄め、約十分間放置した後、吸収セルに移し、水を対照液として波長四百六十ナノメートル付近でその吸光度を測定したもの

(ハ)・(ニ) (略)

ホ (略)

(四) 検量線の作成

塩化物イオン標準液一ミリリットルから十ミリリットルまでを全量フラスコ（容量二十五ミリリットルのもの）に段階的に採り、これにそれぞれ水を加えて約二十ミリリットルとした

次式によってロの抽出液の正味の吸光度を算出する。

$$\text{正味の吸光度} = A_1 - A_2 - A_3 + A_4$$

ここで、 A_1 、 A_2 、 A_3 及び A_4 は、それぞれ次の(イ)から(ニ)までに掲げる吸光度である。

(イ) 吸光度 A_1

ロの抽出液二十ミリリットルを全量フラスコ（容量二十五ミリリットルのもの）に正確に計り取り、硫酸第二鉄アンモニウム溶液二ミリリットルを加えて振り混ぜ、チオシアン酸第二水銀エタノール溶液二ミリリットルを加え、純水で標線まで薄め、約十分間放置した後、吸収セルに移し、純水を対照液として波長四百六十ナノメートル付近でその吸光度を測定したもの

(ロ) 吸光度 A_2

ロの抽出液二十ミリリットルを全量フラスコ（容量二十五ミリリットルのもの）に正確に計り取り、硫酸第二鉄アンモニウム溶液二ミリリットルを加えて振り混ぜ、純水で標線まで薄め、約十分間放置した後、吸収セルに移し、純水を対照液として波長四百六十ナノメートル付近でその吸光度を測定したもの

(ハ)・(ニ) (略)

ホ (略)

(四) 検量線の作成

塩化物イオン標準液一ミリリットルから十ミリリットルまでを全量フラスコ（容量二十五ミリリットルのもの）に段階的に採り、これにそれぞれ純水を加えて約二十ミリリットルとした

後、(三)(イ)に規定する操作と同様の操作を行い、それぞれ吸光度を測定する。次に水二十ミリリットルを別の全量フラスコ(容量二十五ミリリットルのもの)に採ったものについて、これと同様の操作を行い、吸光度を測定し、これを試薬空試験値とし、塩化物イオンの重量(溶液二十五ミリリットルに含まれるミリグラム数)と吸光度(試薬空試験値を差し引いたもの)との関係線を求めることにより検量線を作成する。

備考 (略)

別表第六

(一) 試薬

イ 水

ロ 過塩素酸(六十重量パーセント)

日本工業規格K八二二三(二〇〇六)に定めるものを、加熱して白煙を発生させた後、放冷したもの

ハ りん 燐酸

日本工業規格K九〇〇五(二〇〇六)に定めるもの

ニ 水酸化ナトリウム溶液(百グラム毎リットル)

日本工業規格K八五七六(二〇〇六)に定める水酸化ナトリウム十グラムを水に溶かして百ミリリットルとしたもの

ホ (略)

ヘ フェノールフタレイン溶液(五グラム毎リットル)

日本工業規格K八七九九(二〇一二)に定めるフェノール

後、(三)(イ)に規定する操作と同様の操作を行い、それぞれ吸光度を測定する。次に純水二十ミリリットルを別の全量フラスコ(容量二十五ミリリットルのもの)に採ったものについて、これと同様の操作を行い、吸光度を測定し、これを試薬空試験値とし、塩化物イオンの重量(溶液二十五ミリリットルに含まれるミリグラム数)と吸光度(試薬空試験値を差し引いたもの)との関係線を求めることにより検量線を作成する。

備考 (略)

別表第六

(一) 試薬

イ 水

日本工業規格K〇五五七(一九九八)に規定するA三のもの

ロ 過塩素酸(六十重量パーセント)

日本工業規格K八二二三(一九九四)に定めるものを、加熱して白煙を発生させた後、放冷したもの

ハ りん 燐酸

日本工業規格K九〇〇五(一九九六)に定めるもの

ニ 水酸化ナトリウム溶液(百グラム毎リットル)

日本工業規格K八五七六(一九九四)に定める水酸化ナトリウム十グラムを水に溶かして百ミリリットルとしたもの

ホ (略)

ヘ フェノールフタレイン溶液(五グラム毎リットル)

日本工業規格K八七九九(一九九二)に定めるフェノール

フタレイン〇・五グラムを日本工業規格K八一〇二(二〇一
二)に定めるエタノール(九十五容量パーセント)五十ミリ
リットルに溶かし、水を加えて百ミリリットルとしたもの

ト 溶離液

溶離液は装置の種類及び分離カラムに充填した陰イオン交
換体の種類によって異なるので、あらかじめ分離の状況を確
認する(注二)。分離状態が良くない場合には、溶離液の種
類及び濃度を変えて検討し、良好ならばその溶離液を用いる
(注三)。

チ (略)

リ 弗化物イオン標準原液(注五)

日本工業規格K八〇〇五(二〇〇六)に定める容量分析用
標準物質の弗化ナトリウムを白金皿に採り、摂氏五百度で約
一時間加熱しデシケーター中で放冷した後、弗化ナトリウム
百パーセントに対してその〇・二二グラムを採り、少量の
水に溶かし、全量フラスコ(容量千ミリリットルのもの)に
移し入れ、水を標線まで加えたもの(ポリエチレン瓶に保存
する。この溶液一ミリリットルは弗化物イオン百マイクログ
ラムを含む。)

ヌ (略)

(注一) (注五) (略)

(二) 器具及び装置

イ・ロ (略)

ハ イオンクロマトグラフ

次に掲げる条件を満たすもので、一リットル中に含まれる

フタレイン〇・五グラムを日本工業規格K八一〇二(一九九
四)に定めるエタノール(九十五容量パーセント)五十ミリ
リットルに溶かし、水を加えて百ミリリットルとしたもの

ト 溶離液

溶離液は装置の種類及び分離カラムに充てんした陰イオン
交換体の種類によって異なるので、あらかじめ分離の状況を確
認する(注二)。分離状態が良くない場合には、溶離液の
種類及び濃度を変えて検討し、良好ならばその溶離液を用い
る(注三)。

チ (略)

リ 弗化物イオン標準原液(注五)

日本工業規格K八〇〇五(一九九二)に定める容量分析用
標準物質の弗化ナトリウムを白金皿に採り、摂氏五百度で約
一時間加熱しデシケーター中で放冷した後、弗化ナトリウム
百パーセントに対してその〇・二二グラムを採り、少量の
水に溶かし、全量フラスコ(容量千ミリリットルのもの)に
移し入れ、水を標線まで加えたもの(ポリエチレン瓶に保存
する。この溶液一ミリリットルは弗化物イオン百マイクログ
ラムを含む。)

ヌ (略)

(注一) (注五) (略)

(二) 器具及び装置

イ・ロ (略)

ハ イオンクロマトグラフ

次に掲げる条件を満たすもので、一リットル中に含まれる

○・一ミリグラムの弗化物イオンを検出できるもの（分離カラムと除去カラム（注六）を組み合わせた方式のものと分離カラム単独の方式のものがある。）

(イ) 分離カラム

ステンレス鋼製又は合成樹脂製のもの（注七）に、強塩基性陰イオン交換体を充填したもの（注二）

(ロ) (略)

(注六) 溶離液中の陰イオンを水素イオンに変換するためのもので、溶離液中の陽イオン濃度に対して十分なイオン交換容量をもった陽イオン交換膜又は同様な性能をもった陽イオン交換体を充填したもの。除去液と組み合わせて用いる。

(注七) (略)

(三) (略)

(注八) ・(注九) (略)

(注十) 日本工業規格K八九五二（二〇〇六）に定める硫酸三十ミリリットルをビーカーに入れ加熱して、白煙を発生させた後、放冷したものをを用いてもよい。

(注十二) ～(注十三) (略)

(四) (略)

備考 (略)

別表第七

第一 フレーム原子吸光法

(一) 試薬

○・一ミリグラムの弗化物イオンを検出できるもの（分離カラムと除去カラム（注六）を組み合わせた方式のものと分離カラム単独の方式のものがある。）

(イ) 分離カラム

ステンレス鋼製又は合成樹脂製のもの（注七）に、強塩基性陰イオン交換体を充てんしたもの（注二）

(ロ) (略)

(注六) 溶離液中の陰イオンを水素イオンに変換するためのもので、溶離液中の陽イオン濃度に対して十分なイオン交換容量をもった陽イオン交換膜又は同様な性能をもった陽イオン交換体を充てんしたもの。除去液と組み合わせて用いる。

(注七) (略)

(三) (略)

(注八) ・(注九) (略)

(注十) 日本工業規格K八九五二（一九九五）に定める硫酸三十ミリリットルをビーカーに入れ加熱して、白煙を発生させた後、放冷したものをを用いてもよい。

(注十二) ～(注十三) (略)

(四) (略)

備考 (略)

別表第七

第一 フレーム原子吸光法

(一) 試薬

イ 水

ロ ベリリウム標準液

日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の附属書一のXIVに定めるもの

(二) (略)

(三) 試験操作

イ 検液を日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五・五に定める方法によって前処理する。

ロ イの操作を行った検液を日本工業規格K〇一〇二(二〇〇六)の八に定める操作に従って、一酸化二窒素・アセチレンフレーム中に噴霧し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を読み取る。

ハ・ニ (略)

(四) (略)

第二 電気加熱原子吸光法

(一) 試薬

イ 第一(一)に定めるもの

ロ 硝酸パラジウム(II)溶液

日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十四・二に定めるもの

(二) 器具及び装置

イ・ロ (略)

ハ ベリリウム中空陰極ランプ又は無電極放電ランプを備え

イ 水

日本工業規格K〇一二一(一九九三)の五・一に定めるもの

ロ ベリリウム標準液

日本工業規格K〇二二四(一九八三)の四・二の(五)に定めるベリリウム検量線用溶液

(二) (略)

(三) 試験操作

イ 検液を日本工業規格K〇一〇二(一九九八)の五・五に定める方法によって前処理する。

ロ イの操作を行った検液を日本工業規格K〇一二一(一九九三)の六に定める操作に従って、一酸化二窒素・アセチレンフレーム中に噴霧し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を読み取る。

ハ・ニ (略)

(四) (略)

第二 電気加熱原子吸光法

(一) 試薬

イ 第一(一)に定めるもの

(二) 器具及び装置

イ・ロ (略)

ハ ベリリウム中空陰極ランプ

た電気加熱原子吸光分析装置

バックグラウンド補正が可能なもの

ニ フローガス

日本工業規格K1105(2005)に定めるアルゴン

二級

ホ (略)

(三) 試験操作

イ 検液を日本工業規格K102(2008)の五・五に定める方法によって前処理する。

ロ イの操作を行った検液の一定量(例えば十マイクロリットルから五十マイクロリットル)をマイクロピペットで発熱体に注入し、日本工業規格K102(2008)の五十四・二に定める操作に従って、乾燥した後、灰化し、次に原子化し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を読み取る(注一)(注二)(注三)。

ハ・ニ (略)

(注一)・(注二) (略)

(注三) 必要に応じマトリックスモディファイヤーとして硝酸パラジウムを測定時に添加する。操作は日本工業規格K102(2008)の五十四・二に定める方法によって行う。

(四) (略)

第三 ICP発光分析法

(一) 試薬

イ 第一(一)に定めるもの

ニ フローガス

日本工業規格K1105(1995)に定めるアルゴン

二級

ホ (略)

(三) 試験操作

イ 検液を日本工業規格K102(1998)の五・五に定める方法によって前処理する。

ロ イの操作を行った検液の一定量(例えば十マイクロリットルから五十マイクロリットル)をマイクロピペットで発熱体に注入し、日本工業規格K102(1993)の六に定める操作に従って、乾燥した後、灰化し、次に原子化し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を読み取る(注一)(注二)(注三)。

ハ・ニ (略)

(注一)・(注二) (略)

(注三) 必要に応じマトリックスモディファイヤーとして0.05ミリグラム相当の硝酸マグネシウムを測定時に添加する。

(四) (略)

第三 ICP発光分析法

(一) 試薬

イ 第一(一)に定めるもの

ロ イットリウム溶液（五十マイクログラム毎ミリリットル）

日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の四十七・三の備考五の六に定めるもの

(二) (略)

(三) 試験操作

イ 検液を日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五・五に定める方法によって前処理する。

ロ イの操作を行った検液を全量フラスコ（容量百ミリリットルのもの）に採り、内標準法の操作に従って、イットリウム溶液（五十マイクログラム毎ミリリットル）十ミリリットルを加え、水を標線まで加える。

ハ ロの溶液を日本工業規格K〇一六（二〇〇三）の五に定める操作に従って、プラズマ中に噴霧し、ベリリウム（三百十三・〇四ナノメートル、二百三十四・九ナノメートル又は三百十三・一ナノメートル）及びイットリウム（三百七十一・〇三ナノメートル）の発光強度を測定し、イットリウムに対するベリリウムの発光強度比を求め（注一）。

ニ 空試験として、試料に代えて水を用いてイ及びロの操作を行い、イットリウムに対するベリリウムの発光強度比を求め、ハで得た発光強度比を補正する。

ホ (略)

(注一) (略)

(注二) 塩類濃度が高く内標準法が適用できない場合に

(二) (略)

(三) 試験操作

イ 検液を日本工業規格K〇一〇二（一九九八）の五・五に定める方法によって前処理する。

ロ イの操作を行った検液を日本工業規格K〇一六（一九九五）の五に定める操作に従って、プラズマトーチ中に噴霧し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を測定する（注一）。

ハ 空試験として、イの操作を行う前の検液の量と同量の水を採り、イ及びロの操作を行って、検液について得た指示値を補正する。

ニ (略)

(注一) (略)

(注二) 塩類濃度が高く検量線法が適用できない場合に

は、日本工業規格K〇一六(二〇〇三)の五・八・三のb)に定める標準添加法を用いる。ただし、この場合は、検液の種類によらずバックグラウンド補正を行う必要がある。

四 検量線の作成

ベリリウム標準液を全量フラスコ(容量百ミリリットルのもの)に段階的に採り、(三)イの操作を行った検液と同じ条件になるように酸を加えた後、イットリウム溶液(五十マイクログラム毎ミリリットル)十ミリリットルを加え、水を標線まで加える。この溶液について(三)ハの操作を行い、イットリウムに対するベリリウムの発光強度比を求める。別に空試験として水について検量線の作成に用いた標準溶液と同じ操作を行って、ベリリウムの量とイットリウムに対するベリリウムの発光強度比との関係線を作成する。検量線の作成は、試料測定時に行う。

第四 ICP質量分析法

(一) 試薬

第一(一)に定めるもの

(二) 器具及び装置

ICP質量分析計

(三) 試験操作

イ 検液を日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五・五に定める方法によって前処理する。

ロ イの操作を行った検液に内標準元素を加え、日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十二・五に定める操作に従

は、日本工業規格K〇一六(一九九五)の五・八・三の(二)に定める標準添加法を用いる。ただし、この場合は、検液の種類によらずバックグラウンド補正を行う必要がある。

四 検量線の作成

ベリリウム標準液を全量フラスコ(容量百ミリリットルのもの)に段階的に採り、(三)イの操作を行った検液と同じ条件になるように酸を加えた後、水を標線まで加える。この溶液について(三)ロの操作を行う。別に空試験として水について検量線の作成に用いた標準溶液と同じ条件になるように酸を加えた後、(三)ロの操作を行って標準液について得た指示値を補正し、ベリリウムの量と指示値との関係線を作成する。検量線の作成は、試料測定時に行う。

(新設)

つて、プラズマ中に噴霧し、内標準元素に対するベリリウムの質量数／電荷の指示値との比を求める（注一）。

ハ 空試験として、イの操作を行う前の検液の量と同量の水を採り、イ及びロの操作を行って、検液について得た定量値を補正する。

ニ 内標準法からベリリウムの量を求め、検液中のベリリウムの濃度を算出する（注二）。

（注一） ベリリウムの質量数は九で、内標準元素はイットリウムを用いる。ただし、検液にイットリウムが存在する場合は、ガリウム、ゲルマニウム等検液に含まれない元素を用いる。

（注二） 塩類濃度が高く内標準法が適用できない場合には、日本工業規格K〇一三三（二〇〇七）の十二・二に定める標準添加法を用いる。

（四） 検量線の作成

ベリリウム標準液を全量フラスコ（容量百ミリリットルのもの）に段階的に採り、（三）イの操作を行った検液と同じ条件になるように酸及び内標準液を加えた後、水を標線まで加える。この溶液について（三）ロの操作を行う。別に空試験として水について検量線の作成に用いた標準溶液と同じ条件になるように酸及び内標準液を加えた後、（三）ロの操作を行って、ベリリウムと内標準元素の指示値との比を求め、ベリリウムの量との関係線を作成する。検量線の作成は、試料測定時に行う。

備考（略）

備考（略）

別表第八 (略)

別表第九

(一) 試薬

イ 水(注一)

ロ メタノール

日本工業規格K八八九一(二〇〇六)に定めるもの(注

二)

ハ 一・四―ジオキサン

日本工業規格K八四六一(二〇〇七)に定めるもの

ニ 一・四―ジオキサン標準原液(一グラム毎リットル)

一・四―ジオキサン標準物質百ミリグラムを全量フラスコ

(容量百ミリリットルのもの)に採り、メタノールを標線ま

で加えたもの(注二)

ホ 内標準原液(一グラム毎リットル)

一・四―ジオキサン―d八標準品百ミリグラムを全量フラ

スコ(容量百ミリリットルのもの)に採り、メタノールを標

線まで加えたもの(注二)

ヘ 内標準液(百ミリグラム毎リットル)

内標準原液十ミリリットルを全量フラスコ(容量百ミリリ

ットルのもの)に採り、水を標線まで加えたもの(注三)

(注一) 一・四―ジオキサンを含まないことを確認してお

く。

(注二) 暗所摂氏マイナス二十度以下で保存する。

別表第八 (略)

(新設)

(注三) 暗所摂氏四度で保存し、保存期間は一月とする。
器具及び装置

イ バイアル

ガラス製で、試料五グラム及びメタノール十ミリリットルを入れ超音波抽出を行うことができる容量があり、密栓できるもの

ロ ガラス製注射筒

容量五ミリリットルのもの

ハ カートリッジ型ODS充填カラム

あらかじめメタノール十ミリリットル及び水二十ミリリットルで洗浄したもの

ニ カートリッジ型陰イオン交換樹脂充填カラム

あらかじめ〇・二モル毎リットル水酸化ナトリウム十ミリリットル、メタノール二十ミリリットル及び水二十ミリリットルで洗浄したもの

ホ カートリッジ型陽イオン交換樹脂充填カラム

あらかじめ一モル毎リットル塩酸十ミリリットル、メタノール二十ミリリットル及び水二十ミリリットルで洗浄したもの

ヘ マイクロシンジ

別表第二(二)に定めるもの

ト ガスクロマトグラフ質量分析計

次の条件を満たすもの又はこれと同等以上の分離能、定量精度を有するもの

(イ) ガスクロマトグラフ

-
- (i) キヤピラリーカラム (注四)
内径〇・二ミリメートル以上〇・三二ミリメートル以下、長さ二十五メートル以上百二十メートル以下の石英ガラス製、硬質ガラス製若しくは内面を不活性処理したステンレス鋼製のものであって、内面にフェニルメチルポリシロキサン若しくはジメチルポリシロキサンを〇・一マイクロメートル以上三マイクロメートル以下の厚さで被覆したもの又はこれと同等の分離能を有するもの
キヤリヤーガス
- (ii) 体積百分率九十九・九九九九以上のヘリウム (注五)
であつて、線速度を毎秒二十センチメートル以上四十センチメートル以下としたもの
- (iii) 試料導入方法
一対十のスプリット比で導入できるもの
- (iv) 試料導入部温度
摂氏百五十度以上二百五十度以下
- (v) カラム槽昇温プログラム
摂氏三十五度から二百三十度までの温度調節の精度があり、昇温が可能なもの (例えば、摂氏四十度に約二分間保ち、毎分摂氏三度で摂氏百度まで昇温した後に、毎分摂氏三十度で摂氏二百二十度まで昇温し、四分間保つことができるもの。)
- (ロ) 質量分析計
- (i) 検出器
電子衝撃イオン化法 (E I 法) が可能で、選択イオン
-

検出法又はこれと同等の性能を有する方法でクロマトグラム測定が可能なもの

(ii) イオン源

温度を摂氏百五十度から二百五十度までに保つことができるもの

(注四) きょう雑物の影響がある場合、シアノプロピルメチルポリシロキサンを被覆したもので分離できるところがある。

(注五) キャリヤガスから対象とする物質が検出された場合は、モレキュラーシーブ等を充填した精製管で精製する必要がある。

(三) 試験操作 (注六)

イ 試料の取扱い

別表第二(三)に準じて取り扱う。

ロ 試料の作成

別表第三(三)に準じて取り扱う。

ハ 検定操作

(イ) 試料五グラムをバイアルに正確に計り取り、これに内標準液適量とメタノール十ミリリットルを加えて密栓する。
(注七) (注八)

(ロ) 三十秒程度振り混ぜた後、超音波洗浄器の洗浄槽に入れ、十分間抽出し、静置する。

(ハ) 上澄みのメタノール層五ミリリットル(注九)をカートリッジ型ODS充填カラムに通し、精製する。

(ニ) (ハ)の精製液四ミリリットルを、連結したカートリッジ型

陰イオン交換樹脂充填カラム及び陽イオン交換樹脂充填カラムに通し、精製する。

(ホ) (ニ)の精製液の一定量(例えば一マイクロリットル)をマイクロスリンジを用いて採り、直ちにガスクロマトグラフ質量分析計に導入する。

(ハ) 一・四—ジオキサン及び一・四—ジオキサン—d八の保持時間、定量用質量数及び確認用質量数(注十)のイオン強度比を確認し、該当するピーク面積を測定する。(注十一)

(ト) 検量線から一・四—ジオキサンの重量を求め。

(チ) 空試験として、バイアルに内標準液適量とメタノール十ミリリットルを加えて密栓した後(ロ)から(ハ)までの操作を行い、検液の測定結果を補正する。

(注六) 試料を分析する前に添加回収試験を行い、一・四—ジオキサンの回収率が七十パーセント以上百二十パーセント以下であることを確認する。

(注七) 試料が固まっている場合にはガラス棒を用いて破碎すること。

(注八) ハ(ホ)でガスクロマトグラフ質量分析計に導入する検液一ミリリットルにつき、一・四—ジオキサン—d八を〇・五マイクログラム含むように調製する。

(注九) 所定量の上澄み液が得られない場合は、遠心分離を行うことにより、上澄み液を得る。

(注十) 定量用質量数及び確認用質量数の例として、一・四—ジオキサンでは八十八及び五十八、一・四—ジ

オキサン—d八では九十六及び六十四がある。

(注十一) 検量線の上限を超える場合には、ハ(ハ)で加えるメタノールの量を増やす。

(四) 検量線の作成

一・四—ジオキサン標準原液を段階的に採り、内標準原液を加えてメタノールで希釈する(注十二)。この溶液を用いて(三)のハの(ホ)及び(ハ)の操作を行い、一・四—ジオキサン及び内標準物質(一・四—ジオキサン—d八)の含有量比とピーク面積比との関係線を作成する。検量線の作成は、試料測定時に行う。

(注十二) この溶液一ミリリットルにつき、一・四—ジオキサンを○・○二五マイクログラム以上○・五マイクログラム以下、一・四—ジオキサン—d八を○
・五マイクログラム含むように調製する。

備考

この検定方法における用語その他の事項でこの検定方法に定めのないものについては、日本工業規格に定めるところによる。

○特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成四年七月厚生省告示第九十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第一条第三項並びに第一条の二第五項、第九項、第十一項及び第十四項に掲げる基準（規則第一条の二第五項、第九項及び第十一項に掲げるものについては、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）の検定方法は、次のイ又はロに定める方法によるものとする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>四 規則第一条の二第五項、第六項及び第八項から第十一項までに掲げる基準（規則第一条の二第五項、第九項及び第十一項に掲げるものについては、ダイオキシン類に係るものを除く。）の検定方法は、検定方法告示に定める方法によるものとする。この場合において、検定しようとする産業廃棄物が燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん又はこれらの廃棄物を処分するために処理したものである場合は、検定方法告示中埋立処分を行うおとすこれらの産業廃棄物についての規定を適用し、検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリである場合は、検定方法告示中海洋投入処分に係るこれらの産業廃棄物についての規定を適用する。</p>	<p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第一条第三項並びに第一条の二第五項、第十四項、第四十九項及び第五十二項に掲げる基準（規則第一条の二第五項に掲げるものについては、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）の検定方法は、次のイ又はロに定める方法によるものとする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>四 規則第一条の二第五項、第六項及び第八項から第十三項まで並びに第十五項から第四十八項までに掲げる基準（規則第一条の二第五項に掲げるものについては、ダイオキシン類に係るものを除く。）の検定方法は、検定方法告示に定める方法によるものとする。この場合において、検定しようとする産業廃棄物が燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん又はこれらの廃棄物を処分するために処理したものである場合は、検定方法告示中埋立処分を行うおとすこれらの産業廃棄物についての規定を適用し、検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリである場合は、検定方法告示中海洋投入処分に係るこれらの産業廃棄物についての規定を適用する。</p>

する。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第五十一項の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成十二年一月厚生省告示第四号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法</p>	<p>法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第五十一項の規定に基づき環境大臣が定める方法</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条第二項及び第一条の二第十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第九十四号）第一号に定める方法とする。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条第二項及び第一条の二第五十一項の規定に基づき環境大臣が定める方法は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第九十四号）第一号に定める方法とする。</p>

○低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等（平成二十一年十一月環境省告示第六十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（無害化の基準）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項に規定する基準は、規則第一条の二第十五項の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p>	<p>（無害化の基準）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項に規定する基準は、規則第一条の二第五十三項の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p>